

Title	献呈の辞
Sub Title	
Author	北居, 功(Kitai, Isao)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2020
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.44 (2020. 3) ,p.i- iii
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	金山直樹教授退職記念号
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20200321--003">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20200321--003</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 献呈の辞

慶應義塾大学大学院法務研究科は、本年令和元（2019）年度をもって、金山直樹教授を定年退職でお送りすることとなりました。

金山教授は、昭和 52（1977）年に同志社大学法学部を卒業され、アメリカのノックスカレッジへの留学を挟んで、同 56（1981）年に同志社大学大学院法学研究科前期博士課程、同 59（1984）年に京都大学大学院法学研究科博士課程を修了して後、同 63（1988）年にパリ第一大学博士課程を修了されました。その後、姫路獨協大学法学部助教授、同教授、法政大学法学部教授を経て、平成 15（2003）年に慶應義塾大学法科大学院準備室教授、同 16（2004）年に塾法務研究科の設立に合わせて同教授に就任され、民法分野の研究・教育に傾注されてきました。

金山教授は、わが国の民法学、わけても時効研究の第一人者として、時効の学問水準を高めてこられました。また、金山教授は、その高いフランス語能力を活かして、フランス民法およびその歴史と対峙し、フランス語でも 30 本近くの論文を公表することによって、彼の地においても法学の展開に大きく寄与した研究者として高く評価されています。

まず、時効に関して、博士論文を取録した『時効理論展開の軌跡——民法学における伝統と変革』（信山社、1994 年）は、17・18 世紀のフランス普通法学から民法典制定に至るまでの法の展開を浮き彫りにした研究で、フランスの研究者でさえ手つかずの前人未踏の領域に切り込んでいます。次に、『時効における理論と解釈』（有斐閣、2009 年）は、前掲書刊行の後、金山教授が時効に関して公にした論稿を集大成した成果で、実定法を素材としながらも、その底流にある理論・原理の探究を主眼とする基礎的な研究や、日本とフランスでの時効法の歩みを比較することによって、その実像を立体的に照射する研究を取っています。

契約法の分野においても、『現代における契約と給付』（有斐閣、2013 年）は、

現代契約法における人の「意思」の役割を相対化する一連の試みを提示しており、とりわけ「自由」や「意思」の代わりに「連帯」の理念を掲げるフランスの学説を分析する中で、日本法における契約法にパラダイム転換を迫ろうとしています。また、金山教授は、わが国を代表する著名なコンメンタールである『注釈民法』において「給付」概念に関して精緻な分析をしていますが（奥田昌道編『新版注釈民法（10）Ⅰ』（有斐閣、2003年）「債権の目的・前注」）、とりわけ「担保する給付」の概念は、フランス語論文で公表されて以来、「Kanayama」説として、フランスにおいてすでに30以上の博士論文や論文・概説書において引用されており、日本の学説があたかもフランスの学説であるかのように扱われるような例は、法律学（特に実定法解釈学）の分野では、これまで全く見られなかったものです。

フランス法の歴史に迫る研究として、『法典という近代——装置としての近代法』（勁草書房、2011年）は、日本における近代法の形成と受容をテーマに、フランス民法典の制定と我が国での法典編纂の意義を歴史的な観点で捉える試みです。これまで、本書のように、フランス法と日本法の発展・展開過程を対比的に考察し、近代法の誕生した光景を描こうと試みた研究は見られないため、そのような試みの先駆的業績と評することができます。

次に、金山教授の卓越した語学力に基づく国際的な研究・教育活動も顕著です。まず、フランス語に関連して、*Droit japonais et droit français au miroir de la modernité* (avec Jean-Louis Halpérin, Dalloz, 2007) は、フランスと日本の最新の法状況を対置し、その異同をできるだけ客観的に示そうとしています。本書は、金山教授がエコール・ノルマル・スペリウールで共著者のアルペラン教授と共に行った講義が元となっており、このエリート校で法学分野の授業を担当した最初の日本人が金山教授であったことも特筆に値します。近時には、*Droit japonais des affaires* (Éditions Larcier, Bruxelles, 2019) の編者の一人として、その構想の具体化から執筆者の選定まで担当しています。さらに、金山教授は、これまでに45回以上の学会発表をしていますが、その半数はフランス語ないし英語によるものです。これも、わが国の法学者としては極めて例外的であり、また、定期的にフランス人研究者との間でセミナーを企画し、とくにわが国の若手研究者の育成に寄与してきました。そのために、ARIDA (Association de recherche internationale en droit attractif) を組織し、平成30(2018)年まで10年近

くその責任者の役割を果たして、慶應の名をフランス人に知らしめました。

英語を用いた研究活動では、金山教授は、アジアの研究者と共に、アジア契約法原則（PACL: Principles of Asian Contract Law）を策定する作業にも、発起人かつ責任者として携わってきています。この活動は、アメリカ合衆国での契約法リステイメントやヨーロッパ連合でのヨーロッパ契約法原則（PECL: Principles of European Contract Law）に匹敵する、アジア地域での契約法の統一ルールを策定しようとする積極的・意欲的な研究活動であり、アジア各国の研究者と定期的な会合で議論を積み重ねています。他方で、金山教授は、塾法務研究科の開設後にいち早く、英語による Comparative Contract Law の授業を始めました。これは、平成 29（2017）年 4 月に開設された塾法務研究科グローバル法務専攻（LL.M コース）設置の先鞭をつけたものということができ、LL.M 開設後は、多くの英語での講義科目を担当されてきました。加えて、フランスの「大陸法財団」から寄附を得て、毎年、「大陸法特別講座」を開講することによって、塾法務研究科の国際化にも多大な貢献を果たされました。この資金で、法務研究科は、毎年、大陸法系の学者・実務家を招いて、「大陸法特別講座」を開講することができました。

金山教授は、平成 15（2003）年に慶應義塾大学に赴任され、翌年 4 月に開設が予定されていた塾法務研究科の立ち上げ準備に奔走されました。同時期、金山教授と一緒に法科大学院の立ち上げに向けて準備作業に邁進した時期のことが、今となって、改めて懐かしく思い起こされます。金山教授が定年で去られることは、塾法務研究科にとって大きな痛手ではありますが、我々後進は、この失地を少しでも回復できるように、一層励まねばなりません。

金山直樹教授のご退職にあたり、ささやかながら本号を献呈し、先生の今日までのご尽力に心よりの感謝を捧げたく存じます。

2020（令和 2）年 1 月

法務研究科委員長 北 居 功